

議決権行使基準（国内）の見直しについて

弊社はスチュワードシップ責任を果たすうえで、投資家（受益者）の長期的な利益の最大化のために議決権を適切に行使することとしています。

弊社はこれまでも企業との対話や議決権行使を通じて、お客様の利益の最大化のため、ポートフォリオに組み入れている投資先企業の企業価値向上に取り組んできました。

インベストメントチェーンにおける資産運用会社の果たす重要性が高まる中、弊社はお客様の大切な資産をお預かりしている資産運用会社として、お客様の利益のため、投資先企業の企業価値向上の取組みをより強く後押しできないか、そのための議決権行使基準はどうあるべきか考えました。

一方で、サステナブル投資の分野で三菱UFJフィナンシャル・グループ傘下の運用会社と協業をすすめており、グループ運用会社共通の国内株式の議決権行使の考え方を示し、グループ協働で企業価値向上に取り組むことは有用であると考えます。今般株式議決権行使に関して三菱UFJフィナンシャル・グループ傘下運用会社共通の議決権行使に係る考え方（基本方針）を定め、グループ協働で企業価値向上に取り組むこととしました。本基本方針の下、各社は各々議決権行使基準を定め、議決権行使を実施することとしています。

2024年4月1日適用の国内株式議決権行使基準の見直しの考え方は以下のとおりです。

ポートフォリオの収益性向上ため、企業には投資家として求める最低の期待収益率として自己資本利益率（ROE）8%を求めます。

議決権行使基準としての適用は、2027年4月総会からとします。今後3年間で単なる数値目標ではない有効なROE向上策を提示していただきたいと考えます。また当初はTOPIX500対象企業より適用とします。基準抵触企業と積極的に対話を行いたいと考えるため当初適用企業を限定しますが、適用企業の範囲については拡大の方向です。ただし、時価総額や業界影響力の大きい企業に対しては、エンゲージメント等を行った結果、資本コストを意識した経営方針が確認できない場合等は、2027年4月以前でも前倒し適用することを検討します。

投資家として求めるROEは8%ですが、足元において「資本コストと株価を意識した経営」を優先課題として行っている企業が多いと考えることから、議決権行使基準にはPBR基準を併用し、ROE8%未満でも市場評価に問題がない企業には反対としない方針です。

なおROE8%基準の適用までは、2024年4月総会より現行のROE基準に適用していた業種相対基準を撤廃し、全企業において、3期連続してROE5%未満の会社は代表取締役であ

る候補者に反対します。

また、剰余金処分議案の低配当基準に適用される ROE 基準を 8 % に引き上げます。

企業には明確なキャピタルアロケーション戦略の提示を求めます。

経営戦略に沿ったキャピタルアロケーションについての説明を求めます。

企業価値向上のためには、内部留保を成長投資に振り向けることが重要だと考えますが、一方で余剰に内部留保を行うことは問題だと考えます。

多額の金融資産を保有する企業において、豊富な金融資産の使途が確認できない場合は、説明責任を果たしていないとして、代表取締役の選任に反対します。

より実効的なガバナンス向上を求めます。

これまで、取締役会の多様性や政策保有株式の縮減については、対話で対応していましたが、企業により強い働きかけを行うため議決権行使基準に採用します。

具体的には、取締役会に女性取締役が不在の場合および政策保有株式が純資産の 20% 以上を占めている場合、代表取締役の選任に反対します。